

居宅介護支援契約書

様（以下「利用者」といいます）と社会福祉法人坂井輪会（以下「事業者」といいます）は、事業者が利用者に対して行う居宅介護支援について次のとおり契約します。

第1条（契約の目的）

事業者は、介護保険法及びその他の関係する法令並びにこの契約書に従い、利用者が可能な限り居宅において、その心身の状態や有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成するとともに、この計画に基づいて適切な居宅サービスの提供が確保されるよう、居宅介護サービス事業者などとの連絡調整や、その他の便宜を提供します。

第2条（契約期間）

- 1 この契約の有効期間は 年 月 日から利用者の要介護認定の有効期間が満了する日までとします。
- 2 契約期間の満了日までに、利用者から契約を終わらせようとする申し出がない場合、この契約は自動的に更新されます。

第3条（利用者の解約権）

- 1 利用者は7日以上予告期間を設けることにより、この契約をいつでも解約することができます。
- 2 事業者のサービスの提供にあたり、著しい不信行為があった場合は、前項の規定にかかわらず予告期間を設けることなく、契約を解約することができます。

第4条（事業者の解約権）

- 1 事業者は、次の場合に限り、契約を解約することができます。
 - （1）利用者の著しい不信行為があるなどの理由により、契約を継続することが困難になった場合
 - （2）利用者が事業者の通常の事業の実施地域外に転居し、事業者においてのサービス提供の継続が困難であると見込まれる場合
- 2 事業者は、契約を解除する場合にあっても、その理由を文書により利用者に表示します。

第5条（契約の終了）

この契約は、次のいずれかに該当する場合、終了します。

- （1）利用者から第2条第2項に定める契約を終了させようとする意思表示があり、契約期間が満了した場合
- （2）第3条に定める利用者からの解約の意思表示がなされ、予告期間を満了した場合
- （3）第4条に定める事業者からの解約の意思表示がなされた場合
- （4）次のいずれかに該当することにより居宅介護サービスを提供することができなくなったとき
 - ①利用者が介護保険施設に入所したとき
 - ②利用者が認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護、小規模多機能型居宅介護又は看護小規模多機能型居宅介護を受けることになったとき
 - ③利用者が非該当または要支援1・要支援2の認定を受けたとき
 - ④利用者が死亡したとき

第6条（損害賠償）

事業者は、居宅介護支援サービスの実施にあたり、自己の責任に帰すべき事由により利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。但し、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して、相当と認められる場合には損害賠償責任を減じることができるものとします。

第7条（損害賠償がなされない場合）

事業者は、自己の責任に帰すべき事由がない限り、賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- （１） 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
- （２） 利用者がサービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取、確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
- （３） 利用者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合

第8条（苦情対応）

- 1 事業者は、提供されたサービスについて利用者からの苦情を受ける窓口担当者及びその連絡先を明らかにするとともに、利用者からの苦情があった場合は、迅速かつ誠実に対応します。
- 2 利用者は、いついかなるときにおいても苦情の申し立てを行うことができ、また、苦情の申し立てを行うことにより、事業者は一切不利益な取り扱いを致しません。
- 3 事業者は、必要に応じて新潟県国民健康保険団体連合会へ苦情の概要について報告し、適切な対応について指示を仰ぎます。

第9条（サービス提供の記録等）

- 1 事業者は、サービス提供の記録などを作成完了後、少なくとも5年間は適正に保存し、利用者の求めに応じて閲覧に供します。
- 2 事業者は、第5条に定めた契約の終了にあたって必要があると認められる場合は、利用者の同意を得たうえで、利用者の指定する他の居宅介護支援事業者などへ、サービス提供の記録などの写しを交付するものとします。

第10条（守秘義務）

- 1 事業者は、サービスを提供するうえで知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報については、正当な理由がない限り、契約中及び契約終了後においても第三者には漏らしません。
- 2 前項の「正当な理由」とは、次の場合とします。
 - ① 利用者に係わる居宅サービス計画を立案するためのサービス担当者会議での情報提供
 - ② 介護支援専門員と第10条第3項に規定された相手方との連絡調整において必要な場合
- 3 使用する相手方は次のとおりとします。
 - ① 居宅サービス計画に位置づける予定及び位置づけられた事業者等
 - ② 居宅サービス計画を作成する居宅介護支援事業者
 - ③ 介護予防サービス計画を作成する介護予防支援事業者
 - ④ 主治医、並びに医療を受けようとする医療機関
 - ⑤ 保険者
- 4 個人情報の提供は必要最小限とし、提供にあたっては関係する者以外のものに漏れることのないよう細心の注意をはらうこととします。
- 5 前項2及び3以外の目的、相手方に使用する場合は別に文書同意を得ることとします。

第 11 条（契約外条項）

介護保険法及びそのほかの関係する法令並びにこの契約書に定めのない事項については、利用者と事業者の協議により定めることとします。

上記のとおり居宅介護支援サービスの提供に関する契約を締結します。

また、第 10 条に定める利用者及びその家族に関する個人情報の使用について、同意します。

上記契約の証として、本契約書を 2 通作成し、利用者及び事業者の記銘捺印のうえ、それぞれ 1 部ずつを保管します。

令和 年 月 日

（事業者） 所在地 新潟市西区新通 4 7 3 4 番地
 法人名 社会福祉法人坂井輪会
 代表者職・氏名 理事長 細貝 昌明 印

（事業所） 老人介護支援センター穂波の里
 説明者職・氏名 介護支援専門員

_____ 印

利用者 ご住所

_____ 印
お名前

上記代理人 ご住所

_____ 印
お名前

（利用者との続柄：

）

私は、本人の契約意思を確認いたしました。

立会人 ご住所

_____ 印
お名前